

## 入札説明書

渡島森林管理署の平成25年度 野田生中二股林道外改良工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：平成25年 6月26日

2. 分任支出負担行為担当官

渡島森林管理署長 小野 英典  
二海郡八雲町出雲町13

3. 工事概要等

- (1) 工事名 野田生中二股林道外改良工事
- (2) 工事場所 二海郡八雲町わらび野 外
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成25年10月27日まで
- (5) 使用する主要な資機材 切込碎石 375.0 m<sup>3</sup>
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) その他

① 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：渡島森林管理署 総務グループ（経理担当）  
二海郡八雲町出雲町13  
電話：050-3160-5815

・受付時間：9時00分から16時00分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行い承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成25・26年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係るD等級、又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けている者。または、北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者。（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成10年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した同種工事で平成17年4月1日以降に完成したものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは、実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いもので評価する。

同種工事：林道事業における新設、改良、災害復旧工事、維持修繕工事または林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設、維持修繕工事

(5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

ア 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者

イ 技術士の資格を有する者（技術士法（昭和32年法律第124号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者に限る。）

ウ ア又はイと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 1人以上の者が(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（経常建設共同企業体が施工した(4)に掲げる工事を経験した者にあっては、出資比率が20%以上である構成員に所属する者に限り、当該経験を当該者の経験として認める。）。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者以上の主任（監理）技術者が①の基準及び(4)の条件を満たしていればよい。この場合における評価については、専任の主任（監理）技術者となる者について行う。

③ 当該工事を受注した場合において、主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

・平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者

・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

(6) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事のうち、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、評定点の平均が65点以上であること。

(8) 3. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- ① 資本関係
  - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
  - 以下のいずれかに該当する二者の場合。
    - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
  - その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (8)の「3. に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。  
・渡島森林管理署

(2) 4. (8)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとす

る。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4. (2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

#### 【電子入札システムによる提出の場合】

① 提出期間：平成25年 6月27日から平成25年 7月10日まで。  
休日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」(様式1)、「競争参加資格確認資料」(表紙1並びに様式2、3、4-①及び4-②)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書及び資料のファイルの合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送(書留郵便に限る。締切日時必着)で提出すること。持参又は郵送で提出する場合には、必要書類の一式を持参又は郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムより、申請書及び資料として送信すること。

ア 持参又は郵送する旨の表示

イ 持参又は郵送する書類の目録

ウ 持参又は郵送する書類のページ数

エ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

持参又は郵送する場合の送付先は次のとおりとする。

〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13

渡島森林管理署 業務グループ(土木担当)

電話：050-3160-5815

③ ファイル形式：

電子入札システムにより提出する申請書及び資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎Ver10以下
- ・Microsoft Word (Word2000形式以下)
- ・Microsoft Excel (Excel2000形式以下)
- ・その他のアプリケーションPDFファイル (Acrobat5以下)
- ・画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・圧縮ファイルLZH形式

#### 【紙入札方式による提出の場合】：

① 受付期間：平成25年 6月27日から平成25年 7月10日まで  
9時00分から16時00分までとする。(休日を除く。)

② 受付場所：〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13  
渡島森林管理署 業務グループ(土木担当)

(2) 申請書は、様式1により作成すること。

(3) 資料は、様式2、3、4-①、4-②とし、様式ごとに示す作成要領に従い作成すること。

なお、様式3に記載する「配置予定技術者」が実際の工事に当たって配置できることとなつた場合は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更(16で後述)できるものとする。

(4) 資料の作成説明会

資料の作成説明会については、原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に資料の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に施工する等）の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については平成25年7月11日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 資料の内容のヒアリング  
資料の内容のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限後における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定技術者の変更に関し、やむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

## 7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成25年7月23日
- ② 提出場所：〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13  
渡島森林管理署 業務グループ（土木担当）  
電話：050-3160-5815
- ③ 提出方法：持参又は郵送による。（郵送による場合は提出期限必着）

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成25年7月25日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

- ① 閲覧期間：平成25年7月26日から平成25年8月26日までの休日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。
- ② 閲覧場所：(1)の②と同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申し立てることができる。

- ① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内
- ② 提出場所：(1)の②と同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送による。（郵送による場合は提出期限必着）

(5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

- ① 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
- ② 申立てが認められるときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

## 8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 受領期間：平成25年6月27日から平成25年7月19日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

② 提出場所：〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13  
渡島森林管理署 業務グループ（土木担当）  
電話：050-3160-5815

③ 提出方法：書面の持参又は郵送による（様式自由）。郵送による場合は、平成25年7月19日必着とする。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを次のとおり閲覧に供するとともに、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

① 閲覧期間：平成25年7月22日から平成25年7月25日までの休日を除く毎日、9時00分から17時15分まで。

② 閲覧場所：(1)の②と同じ。

## 9. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 平成25年7月23日 9時00分

入札締切日時 平成25年7月26日 9時30分

(2) 持参による入札の場合は、平成25年7月26日9時30分までに渡島森林管理署入札室へ持参の上、入札すること。この場合、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

(3) 開札は、平成25年7月26日9時30分に渡島森林管理署入札室にて行う。

## 10. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し持参することとし、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 11. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：納付（保管金の取扱店 日本銀行八雲代理店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

① 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行八雲代理店）

② 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 渡島森林管理署）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

## 12. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

工事費内訳書は、様式自由とするが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

① 電子入札方式の場合

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに添付し、

入札書とともに送信すること。ただし、工事費内訳書のファイルの容量が3MBを超える場合には、次のイによること。

イ 郵送について

工事費内訳書のファイルの容量が3MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送（締切日時必着）で提出すること。郵送で提出する場合には、工事費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- (ア) 郵送する旨の表示
- (イ) 郵送する書類の目録
- (ウ) 郵送する書類のページ数
- (エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は次のとおりとする。

〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13

渡島森林管理署 総務グループ（経理担当）

電話：050-3160-5815

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

- ・一太郎Ver10以下
- ・Microsoft Word（Word2000形式以下）
- ・Microsoft Excel（Excel2000形式以下）
- ・その他のアプリケーションPDFファイル（Acrobat5以下）
- ・画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・圧縮ファイルLZH形式

② 紙入札方式の場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しない。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称、住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。）を行った工事費内訳書を提出すること。なお、提出された工事費内訳書について、分任支出負担行為担当官が説明を求めることがある。また、当該工事費内訳書未提出業者の入札は無効とする。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

14. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書、入札説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、17.に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

## 16. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、「工事実績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の施工にあたって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であつて下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の分任支出負担行為担当官が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。
- (3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であつても、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験であつて、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

## 17. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認められるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

## 18. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。（落札者が決定したときは、遅滞なく7日を目安として分任支出負担行為担当官が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）

## 19. 支払条件

- ① 前金払（有無）（※請負代金額が300万円未満の場合は対象とならない）
- ② 中間前金払及び部分払 中間前金払（有無）  
部分払（有無）

ただし、低入札価格調査を受けた場合にあっては、契約保証金及び受注者の解除権行使に伴う違約金の額については、国有林野事業工事請負契約約款第（「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通知）別添2の国有林野事業工事請負約款をいう。以下同じ。）第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」に、第4項中「10分の1」を「10分の3」に、第46条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、この場合において、前金払については、国有林野事業工事請負契約約款第34条第1項中

「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

20. 関連情報を入手するための照会窓口

〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13  
渡島森林管理署 業務グループ（土木担当）  
電話：050-3160-5815

21. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、「工事請負契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、6. の(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること（6. の(3)のなお書きの場合を除く。）。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで利用することができる。
- (5) 障害発生時、電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札センターヘルプデスク  
受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く。）  
電話：048-254-6031  
FAX：048-254-6041  
メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を電子メールにより送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (8) 治山工事標準仕様書、治山工事施工管理基準、林道工事標準仕様書、林道工事施工管理基準については、「治山林道必携（積算・施工編）」を参照すること。
- (9) 競争参加資格等で求める「過去○年以内」、「過去○年間」の年とは、会計年度（4月1日～3月31日）のことであり、競争参加資格確認資料等において「過去15年以内」、「過去2年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去2年度の間」等と読み替える。  
この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。

## 工事請負契約書(案)

1 工事名 野田生中二股林道外改良工事

2 工事場所 二海郡八雲町わらび野 外

3 工期 平成25年 月 日 (契約締結の翌日から)  
平成25年10月27日まで

4 請負代金額 ₩—  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ₩—)

5 契約保証金額 請負代金額の10分の1以上

6 前金払 請負代金額の10分の4以内

7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会  
〔北海道〕建設工事紛争審査会

8 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の区分	選択事項	選択条項
○	請負代金内訳書	要
×		不要
○×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
○×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
○×	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
○×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
○×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○×	〔 〕主任技術者	第10条第1項第2号
○×	〔 〕監理技術者	
×	支給材料及び貸与品	第15条
○×	前金払	第34条第1項
×	中間前金払	第34条第4項
×	部分払	回以内
×	部分払の対象となる工場製品	第37条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第39条
×	瑕疵の修補又は損害賠償の請求	1年以内
○		2年以内

9 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり

10 特約事項 該当なし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業工事請負契約約款(本工事の公告日現在)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 月 日

発注者 (住所) 二海郡八雲町出雲町13  
分任支出負担行為担当官  
(氏名) 渡島森林管理署長 小野 英典

受注者 (住所)  
(氏名)

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 該 当 な し

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 該 当 な し

(注) 運搬費を含む。

## 林道工事(作業道整備事業)設計・現場説明書(閲覧用)

工 事 名	林地区分	自動車道区分	車道幅員(m)	施工延長(m)		
野田生中二股林道外改良工事	対象外	2級	3.6			
1. 法令等協議・届出について						
	該当なし					
2. 入林手続きについて		工事の着手に先立って、入林者及び車輌について入林届けの手続きを行うこと。				
3. 工事用地等の確保について	仮設建物敷指定 無					
	注)指定箇所以外及び指定がない場所で国有林を利用したい時は、監督職員へ協議するとともに、無料利用承認の手続きをとること。					
4. 工事支障木の取扱いについて		監督職員へ状況を報告のうえ、森林官の指示によること。				
5. 山火事警防について		当署において定められている「国有林野山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。				
6. 瑕疵担保の取扱いについて	緑化工の瑕疵担保は、1年以内とする。					

7. 災害補償について	<p>契約約款第29条に基づいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。</p> <p>(1)出来高について 工事の出来形が、施工管理基準に基づいて作成されるべき図書等により記録されないため、被災部分の証明ができない場合。</p> <p>(2)機械器具類について 設計で想定している機械器具類より常識的に見て、明らかに過大なものが搬入されて被災した場合。</p> <p>(3)仮設工(締切工、廻排水工、水替工等)について 請負付託仕訳書で一式計上されている仮設工については、受注者の責任においていずれの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されて被災した場合。</p> <p>(4)工事資材について 常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。</p>
8. 施工方法等の指定について	<p>本工事においては、契約約款第1条第3項により施工方法等の指定をしない。</p> <p>閲覧時に示された請負付託仕訳書の機種・規格、材料の割増し等は、発注者が積算に用いたもので、受注者を拘束するものではない。</p>
9. 直接工事費の項目について	別紙付託仕訳書のとおり

10. 共通仮設費 積上げ項目について	別紙付託仕訳書のとおり					
11. 積算に用いた諸数値		⑤ 工期の設定	標準工期	⑩ 一般管理費等(契約保証に係る補正)	金銭的保証	
① 通勤拠点から現場までの距離	該当無	⑥ 間接費適用工種区分(率)	道路維持工事			
② 路盤材の設計単価	地区ゾーン単価	⑦ 施工地域補正	地方交通影響受けない			
③ かご類詰石の設計単価	該当無	⑧ 施工時期補正(冬期補正)	補正無			
④ 生コンクリートの設計単価	該当無	⑨ 一般管理費等(前払金支出割合による補正)	補正無			

# 請負付託仕訳書

工事名 野田生中二股林道外改良工事

渡島森林管理署 本署

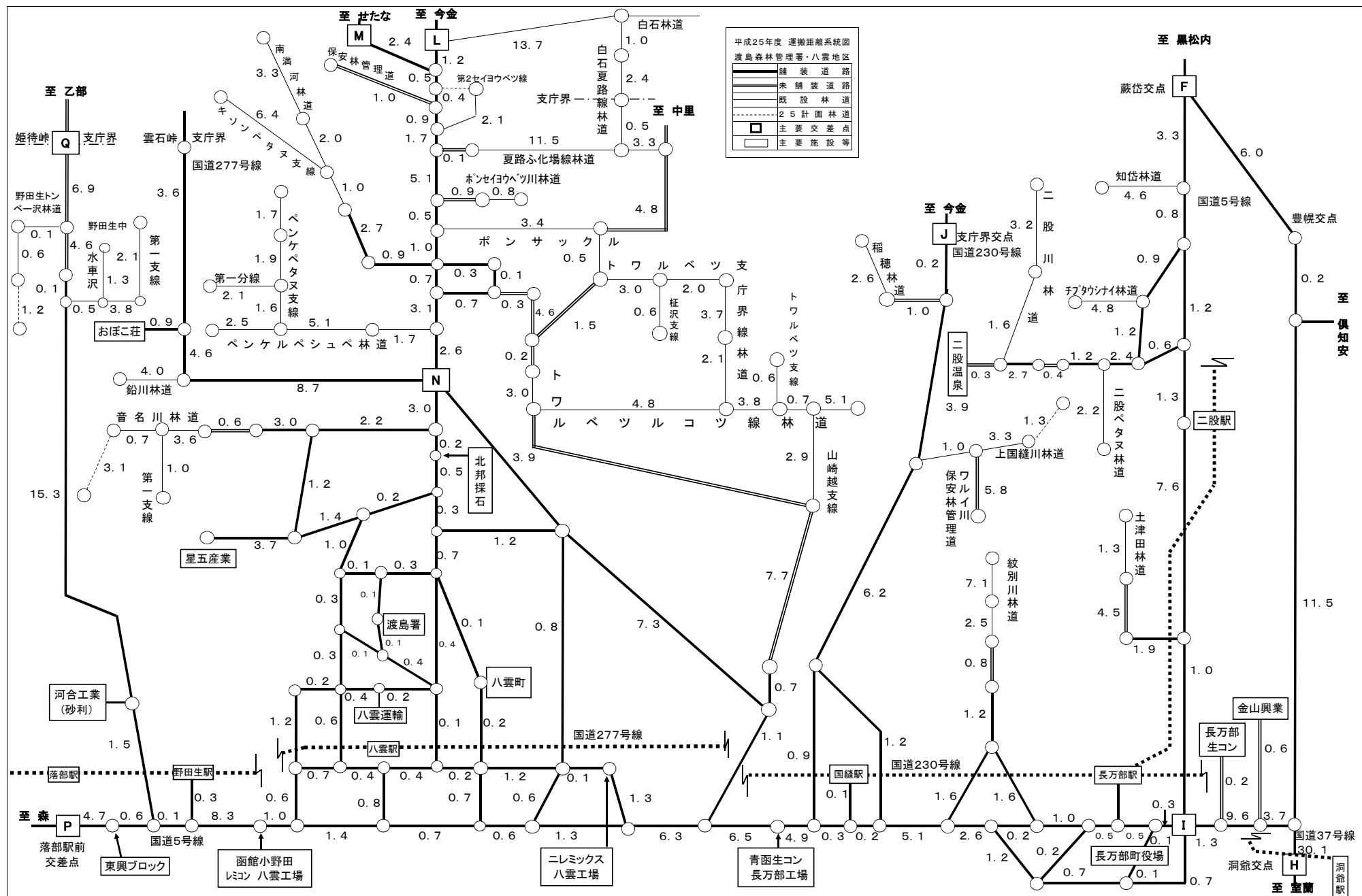
工種	種別	数量	単位	摘要
路体強化工	〔路体強化工〕	1.00	式	
	路面整正(3回掛)	6.50	km	モーターグレーダ3.1m級
	除草(普通)	214.00	km	車載式
	砂利敷均し	375.00	m3	モーターグレーダ3.1m級 切込碎石0~80mm
	工種計			
直接工事費計				
共通仮設費	定率共通仮設費	1.00	式	
	工種計			
現場管理費		1.00	式	
間接工事費計				
工事原価				
一般管理費等		1.00	式	
工事価格				
消費税相当額		5.00	%	
本工事費計				

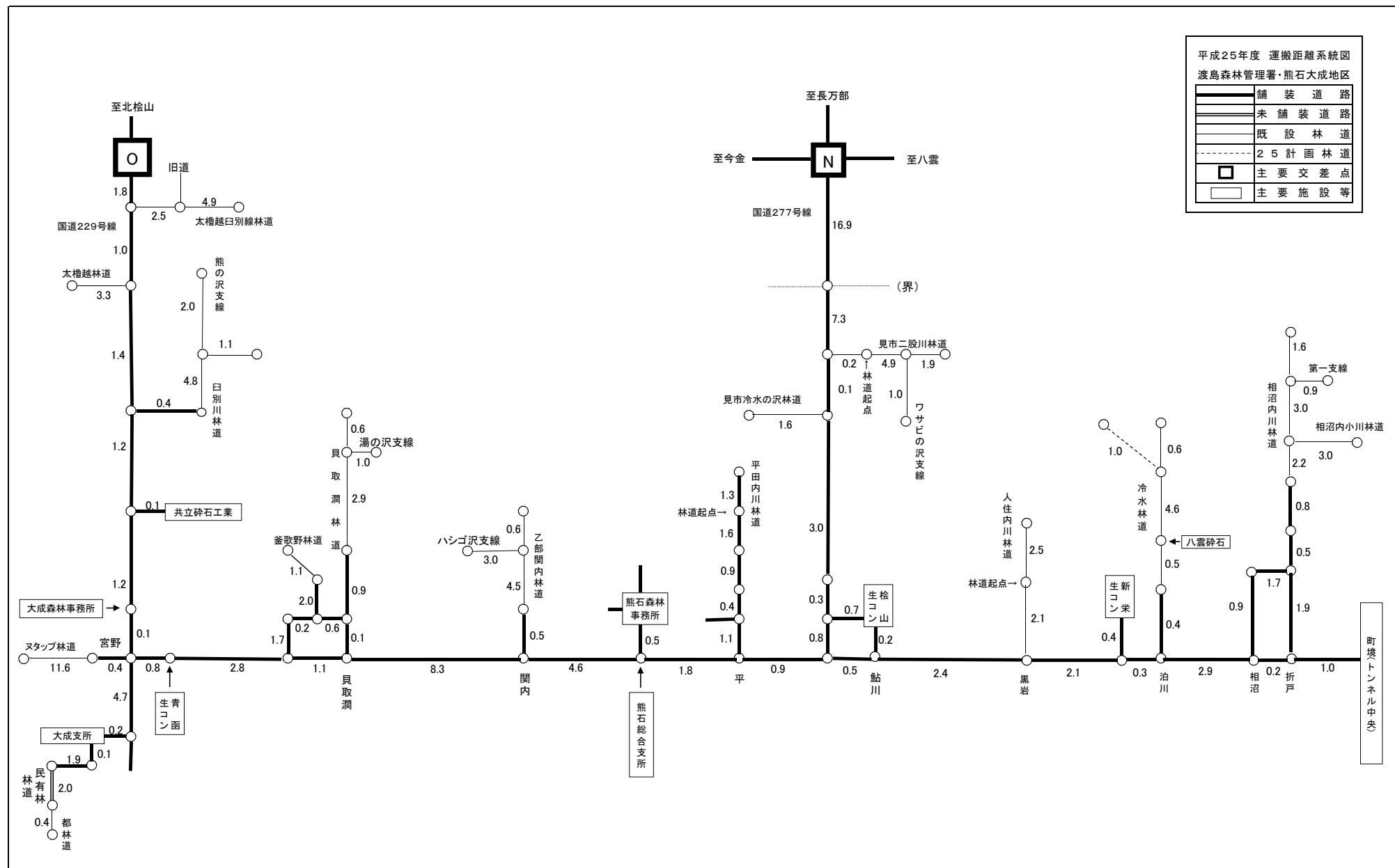
# 工事内容説明書

路線番号	路線名	延長(km)	施工区間(km地点)		作業区分	数量(km, m3)	備考(採取(購入)箇所等)	工種	除草工
			起点	終点					
2	野田生中二股林道	4.3	BP	EP	普通	5.2			
3	野田生中二股林道第一支線	2.1	BP	EP	普通	2.5			
4	音名川林道	4.3	BP	EP	普通	5.2			
5	音名川林道第一支線	1.0	BP	EP	普通	1.2			
6	鉛川林道	4.0	BP	EP	普通	4.8			
7	ベンケルペシュペ林道	9.3	BP	EP	普通	11.2			
9	ベンケルペシュペ林道ベンケペタヌ支線	5.3	BP	EP	普通	6.4			
10	ベンケルペシュペ林道ベンケペタヌ支線第一分線	2.1	BP	EP	普通	2.5			
11	南満河林道	9.2	BP	EP	普通	11.0			
13	南満河林道キソンペタヌ支線	6.4	BP	EP	普通	7.7			
15	ポンサックルトワルベツ支庁界線林道柵沢支線	0.6	BP	EP	普通	0.7			
16	夏路ふ化場線林道	15.0	BP	EP	普通	18.0			
17	トワルベツルコツ線林道	22.7	BP	EP	普通	27.2			
19	トワルベツルコツ線林道トワルベツ支線	0.6	BP	EP	普通	0.7			
20	稻穂林道	3.5	BP	EP	普通	4.2			
21	上国縫川林道	4.3	BP	EP	普通	5.2			
22	紋別川林道	9.7	BP	EP	普通	11.6			
24	土津田林道	1.3	BP	EP	普通	1.6			
26	二股ペタヌ林道	2.2	BP	EP	普通	2.6			
28	二股川林道	4.8	BP	EP	普通	5.8			
30	チブタウシナイ林道	4.8	BP	EP	普通	5.8			
31	知岱林道	2.1	BP	EP	普通	2.5			
32	ポンセイヨウベツ川林道	0.8	BP	EP	普通	1.0			
33	トワルベツルコツ線林道山崎越支線支線	2.9	BP	EP	普通	3.5			
34	ポンサックルトワルベツ支庁界線林道	14.7	BP	EP	普通	17.6			
36	野田生中二股林道水車沢支線	1.0	BP	EP	普通	1.2			
126	白石夏路線林道	0.5	BP	EP	普通	0.6			
401	相沼内川林道	9.5	BP	EP	普通	11.4			
402	相沼内小川林道	3.0	BP	EP	普通	3.6			
403	相沼内川林道第一支線	0.9	BP	EP	普通	1.1			
404	冷水林道	5.2	BP	EP	普通	6.2			
405	見市二股川林道	7.0	BP	EP	普通	8.4			
406	見市二股川林道ワサビの沢支線	1.0	BP	EP	普通	1.2			
407	見市冷水の沢林道	1.6	BP	EP	普通	1.9			
409	乙部閨内林道	5.1	BP	EP	普通	6.1			
410	乙部閨内林道ハシゴ沢支線	3.0	BP	EP	普通	3.6			
418	人住内川林道	2.5	BP	EP	普通	3.0			
計		178.3				214.0			

# 工 事 内 容 説 明 書

# 工 事 内 容 説 明 書





## 別 紙

### その他

野田生中二股林道外改良工事に係る入札公告等については、北海道森林管理局のホームページのとおりですが、下記の資料については、渡島森林管理署にて閲覧願います

#### 記

- ① 治山林道必携 積算・施工編
- ② 森林整備保全事業設計積算要領（局・林道事業）
- ③ 基礎単価表・地区別単価表・貸切運賃早見表（局）
- ④ 競争参加資格確認資料様式